

経営者のための生命保険講座 第27回

生命保険見直し術

「生命保険料控除」



はやいもので今年度も残り2ヶ月となりました。生命保険会社より年末調整のための控除証明書が送付される時期となりましたが、この生命保険料控除とはどのようなものでしょうか？今一度確認してみましょう。

◆ 生命保険料控除

生命保険に加入して保険料を支払うと、その支払い保険料に応じて一定額がその年の契約者の所得から控除され、その分課税所得が減少し所得税、住民税が軽減します。

なお生命保険料控除には一般の生命保険料と個人年金保険料にかかる2つの控除があります。

◆ 控除対象契約

- ① 契約者が保険料を支払い、保険金や年金の受取人が本人または配偶者もしくは六親等内の血族と三親等内の姻族である契約。
- ② 個人年金保険料税制適格特約（年金の受取人が契約者またはその配偶者であり被保険者と同一であること。保険料払込期間が10年以上で年金給付期間が終身または60才以後10年以上であること。）が付加されていれば別途個人年金保険料控除の対象となります。
- ③ 1月1日～12月31日までに支払った保険料の合計額から、その年度の契約者配当金割戻し金などを差し引いた金額が対象となります。

◆ 生命保険料控除額

所得税	年間正味払込保険料	控除金額
	25,000円以下	払込保険料全額
	25,000円超50,000円以下	(正味払込保険料×1/2) + 12,500円
	50,000円超100,000円以下	(正味払込保険料×1/4) + 25,000円
	100,000円超	一律50,000円

住民税	年間正味払込保険料	控除金額
	15,000円以下	払込保険料全額
	15,000円超40,000円以下	(正味払込保険料×1/2) + 7,500円
	40,000円超70,000円以下	(正味払込保険料×1/4) + 17,500円
	70,000円超	一律35,000円

一般の生命保険料と個人年金保険料の両方を支払った場合それぞれの控除金額の合計が所得税、住民税の課税所得から控除されます。

〈例〉 生命保険料10万円、個人年金保険料10万円支払っている場合

所得税5万円+5万円=10万円 住民税3.5万円+3.5万円=7万円の控除金額となります。

以上ほんの少しですが生命保険料控除についてご説明させていただきました。保険会社から送付されてくる生命保険料控除証明書は年末調整、または確定申告時必要となりますので大切に保管しておいてください。保険についてのご相談はお気軽に当事務所まで。



担当 渋谷 洋子